

令和4年度診療報酬改定セミナー

診療報酬改定概要とポイント解説資料

令和4年3月

主催 日本医療事務協会

共催 株式会社ウォームハーツ

運営 株式会社日本教育クリエイト

| | | |
|---------------------|-----|-----|
| 講師 株式会社ウォームハーツ代表取締役 | 長面川 | さより |
| アドバイザー | 野本 | ひとみ |
| アドバイザー | 杉本 | 久美 |

－目次－

Chapter①

1. 令和4年診療報酬改定の動向
2. 新興感染症関連
3. 働き方改革、タスクシフト
4. 療養担当規則
5. 個別改定項目
 - [基本診療料]
 - 初・再診料

Chapter ②

- [基本診療料]
 - 入院基本料
 - 入院基本料等加算

Chapter ③

- [基本診療料]
 - 特定入院料
 - 短期滞在手術基本料

Chapter④～⑭

[特掲診療料]

- ④ 医学管理等
- ⑤ 在宅医療
- ⑥ 投薬、注射
- ⑦ 処置
- ⑧ 手術・麻酔
- ⑨ 検査、病理診断
- ⑩ 画像診断
- ⑪ リハビリテーション
- ⑫ 精神科専門療法
- ⑬ 放射線治療
- ⑭ 不妊治療

● 参考資料

- 新たに届出が必要な項目
- 新たに届出が必要ではない項目
- 経過措置項目
- 検査点数変更
- 手術等点数変更
- D P C 関連

Chapter 1

1. 令和4年診療報酬改定の動向 P 4
2. 新興感染症関連 P 8
3. 働き方改革、タスクシフト P 2 1
4. 療養担当規則 P 3 5
5. 個別改定項目 P 4 1
 - [基本診療料]
 - 初・再診料

1. 令和4年診療報酬改定の動向

医療法改正に伴う診療報酬の視点

※2019年の()内は、消費税対応分

| 改定率推移 | 2016 (H28) | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2022 (R4) |
|-----------------|---------------|---------------|--------------------|--------------|----------------------|
| ①診療報酬本体改定率 | 0.49% | 0.55% | 0.41% (0.41%) | 0.55% | 0.43% |
| ②薬価・材料等改定率 | ▲1.33% | ▲1.45% | ▲0.48% (+0.47%) | ▲1.01% | 薬価▲1.35% 材料▲0.02% |
| ③全体改定率 (①+②) | ▲0.84% | ▲0.9% | ▲0.07% (+0.88%) | ▲0.46% | ▲0.94% |

<本体改定0.43%の内訳>

- ※1 +0.23% (下記※2~5以外部分)
医科：0.26%、歯科：0.29%、調剤：0.08%
- ※2 +0.2% →看護職員の処遇改善のための特例的な対応
- ※3 ▲0.10% →リフィル処方箋活用による効率化
- ※4 +0.20% →不妊治療の保険適用のための特例的な対応
- ※5 ▲0.10% →小児の感染防止対策に係る加算措置
(医科分)の期限到来

<看護職員における処遇改善について>

- 10月以降収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための
処遇改善の仕組みを創設
- 対象：一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員
 - ①救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関
 - ②三次救急を担う医療機関

看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

答申日R4.2.9：中医協において、小塩会長冒頭のご挨拶
今改定の議論の中、次のような課題等を示した。

<3つの課題>

1. 高齢化の本格的な進展のもとで、医療保険制度の効率性と持続可能性をどのように高めるべきかという長期的な課題。
2. 新型コロナウイルス感染拡大に診療報酬面でどのように対応すべきかという極めてリアルタイムの課題。
3. 不妊治療の保険適用、オンライン診療、リフィル処方箋といった新たな面の改革を診療報酬面で、どのように反映させるべきかという課題。

<注目すべき議論>

1. できるだけ制度や改革の効果を統計データやエビデンスを用いて、しっかりと検証する必要がある。
2. 制度が非常に複雑になっており、医療関係者は当然のこと、一般の国民の方々にもわかりやすいかたちで情報公開を進めること。

※R4.10~新たな評価を新設予定

改定に当たっての基本認識

今改定で設けられた内容

- ▶ 新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築など医療を取り巻く課題への対応
- ▶ 健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現
- ▶ 患者・国民に身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現
- ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

社会保障の機能強化と持続可能性の確保を通じて、安心な暮らしを実現し、成長と分配の好循環の創出に貢献するという視点も重要。

改定の基本的視点と具体的方向性

医療法改正に伴う3つのポイント

(1) 新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築【重点課題】

【具体的方向性の例】

- 当面、継続的な対応が見込まれる新型コロナウイルス感染症への対応
- 医療計画の見直しも念頭に新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築に向けた取組
- 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- 外来医療の機能分化等
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の機能の評価
- 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 地域包括ケアシステムの推進のための取組

1

(3) 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

【具体的方向性の例】

- 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価や医薬品の安定供給の確保等
- 医療におけるICTの活用・デジタル化への対応
- アウトカムにも着目した評価の推進
- 重点的な対応が求められる分野について、国民の安心・安全を確保する観点からの適切な評価
- 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進、病棟薬剤師業務の評価

3

(2) 安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進【重点課題】

【具体的方向性の例】

- 医療機関内における労務管理や労働環境の改善のためのマネジメントシステムの実践に資する取組の推進
- 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進
- 業務の効率化に資するICTの活用の推進、その他長時間労働などの厳しい勤務環境の改善に向けての取組の評価
- 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の確保
- 令和3年11月に閣議決定された経済対策を踏まえ、看護の現場で働く方々の収入の引上げ等に係る必要な対応について検討するとともに、負担軽減に資する取組を推進

(4) 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

【具体的方向性の例】

- 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- 費用対効果評価制度の活用
- 市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価（再掲）
- 外来医療の機能分化等（再掲）
- 重症化予防の取組の推進
- 医師・病棟薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進
- 効率性等に応じた薬局の評価の推進

1

| 主な改正内容 | 施行日 | 公布 | | 施行 | | | | |
|---|--------------------------------|-----|-----|-----|--|-----|-----|--|
| | | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
| <p>医師の長時間労働規制</p> <p>長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等</p> | R6.4.1に向け段階的に施行 | | | | 労働時間短縮計画の案の作成 | | | |
| | | | | | 医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価 | | | |
| | | | | | 審査組織によるC-2水準の個別審査 | | | |
| | | | | | 都道府県による特例水準対象医療機関の指定 | | | |
| | | | | | | | | 労働時間短縮計画に基づく取組み 特例水準適用者への追加的健康確保措置 定期的な労働時間短縮計画の見直し、評価受審 |
| 医療関係職種の仕事範囲の見直し | R3.10.1施行 | | | | | | | タスクシフト/シェアの推進 |
| 医師養成課程等の見直し ※歯科は医科のそれぞれ1年後に施行 | R5.4.1施行 ※受験資格の見直しはR7.4.1施行 | | | | 共用試験の内容等の検討 | | | 医師法に基づく共用試験の実施 (合格者は臨床実習において医業を実施) |
| | | | | | | | | 医師国家試験の受験資格において 共用試験合格を要件化 |
| 新興感染症等の医療提供体制 | | | | | | | | |
| 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け | R6.4.1施行 | | | | 基本方針等の改正 ※新興感染症等対応を含む5疾病6事業・在宅医療等について検討 | | | 第8次医療計画 策定作業 |
| | | | | | | | | 第8次医療計画 (上半期) |
| | | | | | | | | 第8次医療計画 (下半期) |
| 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援 | 公布日施行 | | | | ※登録免許税の優遇措置は令和4年度まで | | | 支援の実施 |
| 外来機能分化 | | | | | | | | |
| 外来医療の機能の明確化・連携 | R4.4.1施行 | | | | 外来機能報告等の実施（施行状況等を踏まえ、改善検討） | | | |
| | | | | | 外来医療計画ガイドライン見直し検討 | | | |
| | | | | | 外来医療計画見直しの検討 | | | 8次医療計画(外来医療計画を含む)に基づく外来機能の明確化・連携の推進 |
| 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長 | 公布日施行 | | | | | | | 制度の運用、令和5年10月以降の制度の検討 |